

飯能市介護サービス事業経営戦略

1. 事業名 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所

2. 策定年月 令和3年3月

3. 計画期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業概要

(1) 事業の現況

①事業の現況

- | | |
|--------------|-------------|
| ・法適非適の区分 | 地方公営企業法非適用 |
| ・事業の内容 | 訪問看護、居宅介護支援 |
| ・事業開始年月日 | 平成12年4月1日 |
| ・指定管理者制度導入状況 | 直営 |

②施設

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・施設数 | 1 |
| ・延床面積 | 35㎡ |
| ・サービス日数 | 240日（令和元年度） |
| ・年延利用件数 | 1,553件（令和元年度：訪問看護） |
| ・年延ケアプラン作成件数 | 411件（令和元年度：居宅介護支援） |

(2) 現在の経営状況

当事業所は山間地域に位置しており、山間地域の人口減少に伴う利用者数の減少傾向が続いていることから、訪問看護サービス収益において、医療保険からの診療報酬収入、介護保険からの介護報酬収入、介護支援サービス収益において、ケアプラン作成に係る介護報酬収入は減少傾向にあります。収支の不足分については、一般会計繰入金で補てんし、実質収支を黒字としています。

(直近3か年の収支状況)

(単位：千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総収益	64,140	52,098	47,597
介護サービス収益	29,939	22,179	17,805
料金収入	29,623	21,948	17,696
訪問看護サービス収益	23,032	16,578	12,820
介護支援サービス収益	6,591	5,370	4,876
その他介護サービス収益	316	231	109
介護サービス外収益	34,201	29,919	29,792
一般会計繰入金	34,081	29,840	29,682
その介護サービス外収益	120	79	110
総費用	60,250	53,356	49,022
介護サービス費用	60,250	53,356	49,022
職員給与費	48,990	40,847	36,904
その他	11,260	12,509	12,118
収支差引	3,890	-1,258	-1,425
前年度繰越金	135	4,025	2,767
実質収支	4,025	2,767	1,342

(3) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 関係機関と連携すると共に利用者のニーズに応え、料金収入の確保に努めています。
- ② 利用者が減少している状況であるため、退職に伴う正規職員の補充はせず、経営規模を縮小し、経費（事業費）の削減に努めています。

5. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

主に東吾野・吾野地区で、在宅における看護負担を軽減するための訪問看護事業、在宅で介護を受けての生活を支援するための居宅介護支援事業について、一定の需要が続くものと考えられるため現行の事業を継続していきます。

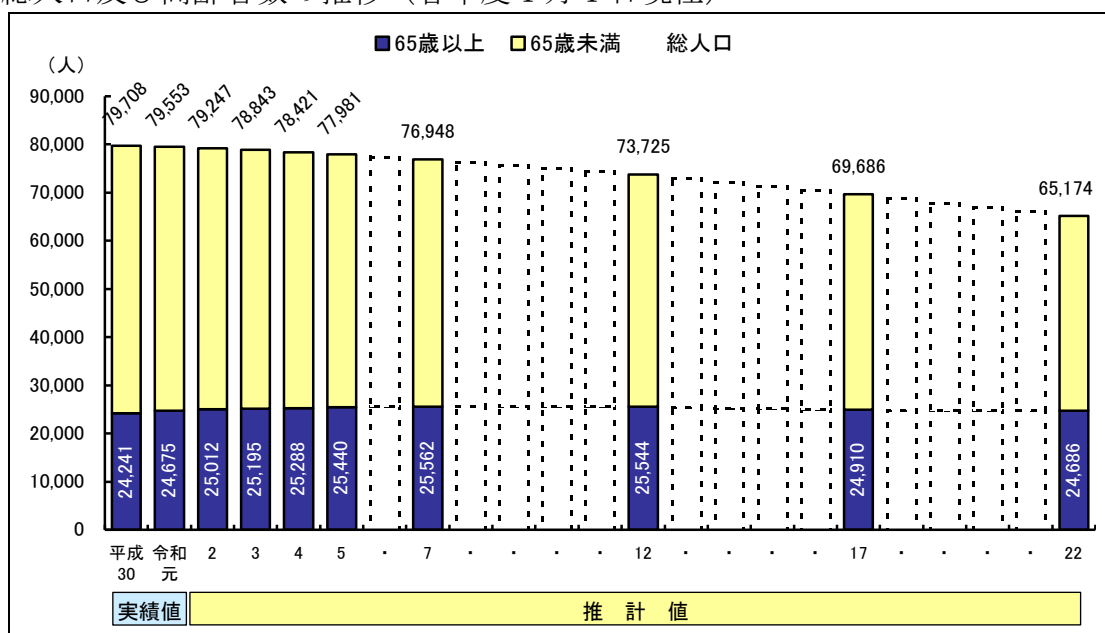
(2) 高齢者人口等の予測

・総人口及び高齢者数の推移

令和元年度（令和2年1月1日現在）の本市の総人口は79,553人となっています。人口推計によると、総人口は一貫して減少し、令和5年度には77,981人、令和22年度には65,174人となることが予測されます。

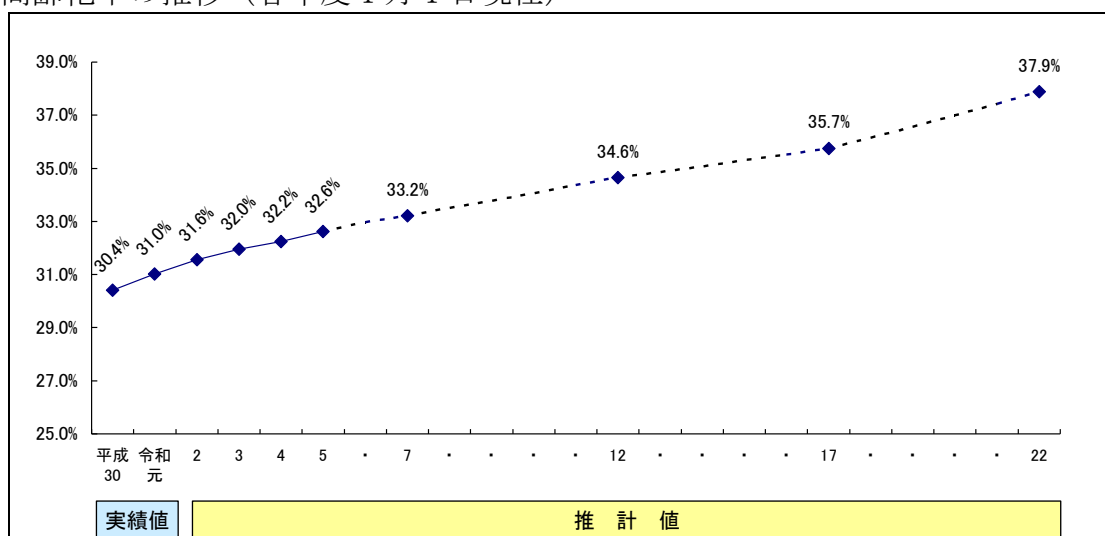
これに対し、高齢者数は令和7年度にかけて増加し、その後はほぼ横ばいで推移しており、その結果、高齢化率は増加していくことが予測されます。

■総人口及び高齢者数の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

■高齢化率の推移（各年度1月1日現在）

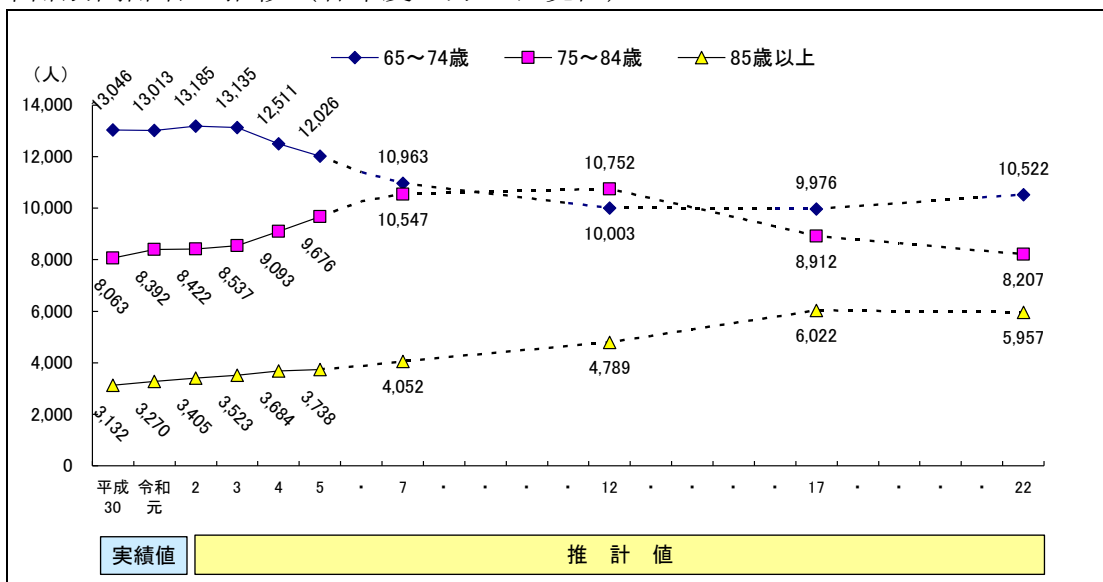


資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

・年齢区分別にみた高齢者数の推移

高齢者数の推移を年齢別に分けてみると、65～74歳は令和2年度、75～84歳は令和12年度がピークとなって減少に転じています。85歳以上人口は令和17年度がピークとなって減少していくことが予測されます。

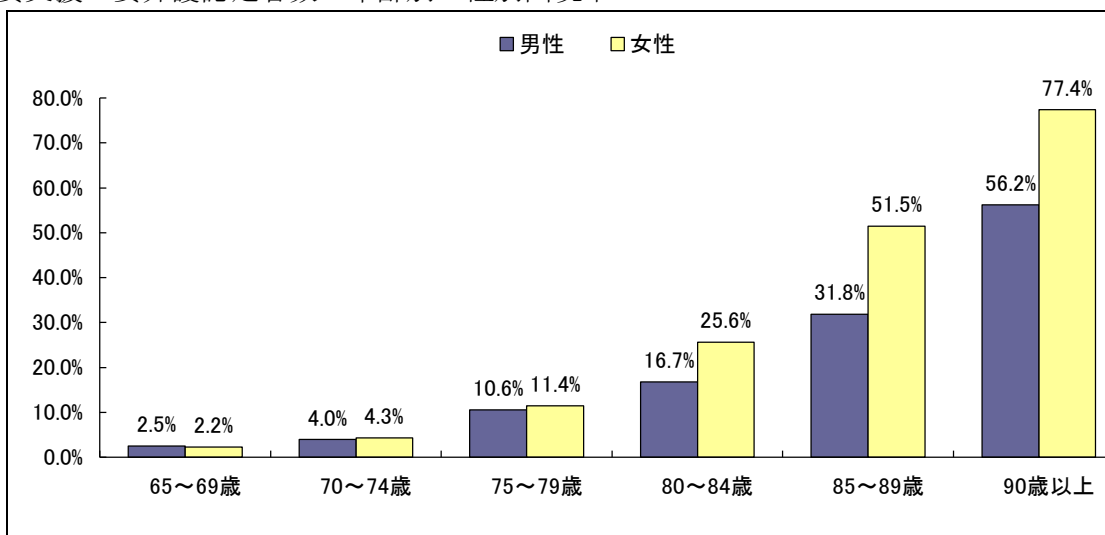
■年齢別高齢者の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値は埼玉県町丁字別人口、推計値は介護福祉課による推計

要支援・要介護認定者の出現率を年齢別・性別にみると、男性、女性ともに85歳以上で大きく高まっており、特に女性の出現率が高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の年齢別・性別出現率



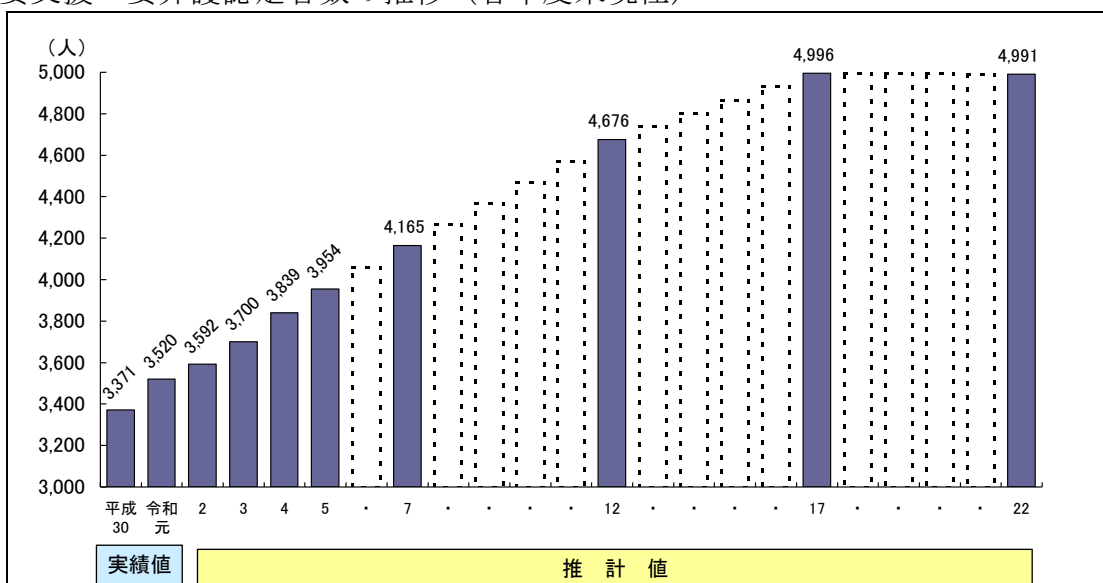
資料：高齢者数は埼玉県町丁字別人口、要支援・要介護認定者数は介護事業状況報告で、平成30年度及び令和元年度の2か年分を基に算出しました。

(3) 介護需要の予測

・要支援、要介護認定者数の推移

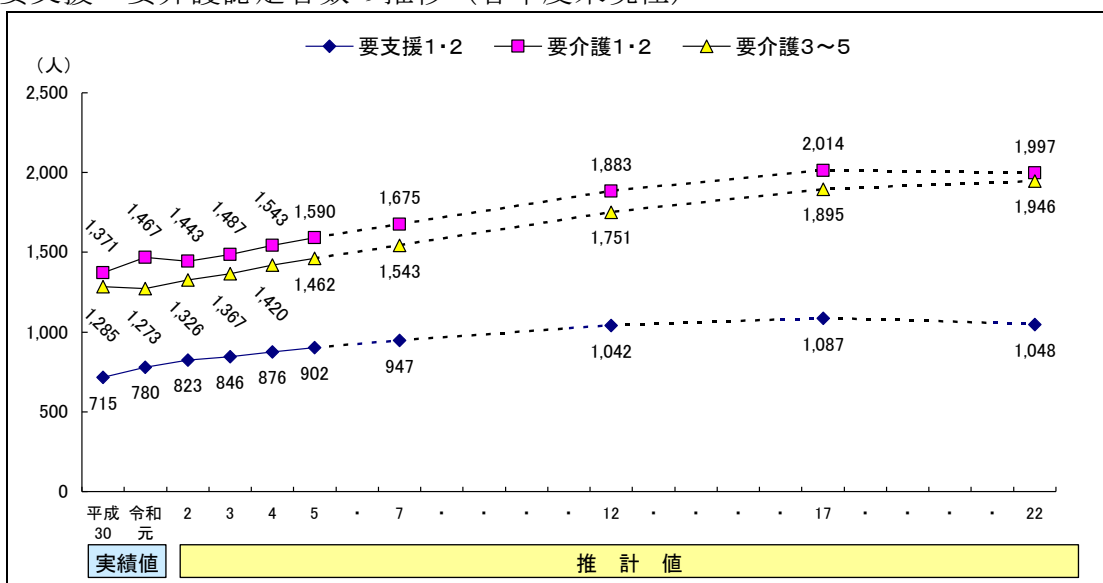
令和元年度（年度末現在）の要支援・要介護認定者数は、3,520人で、令和17年度の4,996人がピークとなり、令和22年度には4,991人とほぼ横ばいで推移することが予測されます。また、要介護度別にみると、要支援1・2及び要介護1・2は令和17年度から令和22年度にかけて減少し、要介護3～5は令和22年度まで増加し続けることが予測され、介護サービス利用の増加が見込まれます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（年報）

■ 要支援・要介護認定者数の推移（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（年報）

(4) 施設の見通し

訪問看護ステーションは、飯能市東吾野医療介護センターの地下階に位置しています。施設については、当面、現状を維持していきます。

(5) 組織の見通し

近い将来、職員の定年退職が見込まれているため、サービス利用者の状況に応じて組織体制の見直しについて検討していきます。

6. 経営の基本方針

地域の人口減少、また、単身高齢者の増加により施設入所の必要な方が増加することが見込まれ、今後、利用者も減少していく可能性が高いと考えられることから、経営状況も厳しくなっていくものと予想されます。しかしながら、団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年（令和7年）度以降は、訪問看護・居宅介護支援事業ともに一定の需要が見込まれると考えられます。また、訪問看護ステーションの運営については、地域医療の在り方や、現在進めている地域包括ケアシステムを構築していく中で、訪問看護といった点において、訪問看護ステーションに期待されることも大きいと思われます。

厳しい運営状況ではありますが、民間事業所ではサービス提供が困難な利用者へ質の高いサービスを提供する責務を果たしていくとともに、利用者の確保に努めて運営していきます。

7. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）に当たっての説明

①経営指標に係る数値目標

利用者の減少に伴い料金収入も減少しており、一般会計からの繰入金で収支を保っている状況ですが、利用者確保や経費の削減に努め、収益増加及び一般会計繰入金の削減を目指します。

②収支計画のうち投資についての説明

車両を6台所有しており、それぞれが購入から10年以上を経過しています。については、計画的な更新を図っていきます。

③収支計画のうち財源についての説明

高齢者人口の予測等を踏まえ利用者数を見込み、料金収入を積算しています。

一般会計からの繰入金は料金収入の確保に努めた上で収支の不足分として見込んでいます。

④収支計画のうち投資以外の経費についての説明

固定費として、経費に係る大部分が人件費となっています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後の検討事項における取組概要

①投資についての検討状況等

・地域包括ケアシステムの構築に関する事項

国の動向を注視し、関係機関との連携や、情報の共有を図りながら、山間地域の事業所として地域包括ケアシステムの推進に貢献していきます。

・施設等の統合・縮小・廃止に関する事項

利用状況や収支状況などを見ながら、必要に応じて検討していきます。

・民間活力の活用に関する事項（指定管理者制度など）

民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、民間活力の導入の可能性を研究していきます。

②財源についての検討状況等

・介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項

関係法令に準じた対応を行います。

・利用状況に関する事項

山間地域の利用者が多いため、地理的状況から効率的な運営は困難ですが、引き続き利用者の増加を目指していきます。

・資金管理・調達・繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金で収支を保っている状況ですが、利用者確保や経費の削減に努め、収益の増加及び一般会計繰入金の削減を目指していきます。

・資産の有効活用に関する事項

保有自動車は耐用年数を経過しているため、活用できる資産はありません。

③投資以外の経費についての検討状況等

- ・民間活力の活用に関する事項

民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、民間活力の導入について、その可能性を検討していきます。

- ・職員給与費の適正化に関する事項

一般会計に準じた対応をしています。

- ・組織体制の効率化に関する事項

サービスの利用状況や、収支状況を勘案し、適切な人員配置、組織体制を見直し、組織体制の効率化に取り組んでいます。

④公営企業として実施する必要性など

- ・事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢化・在宅医療を推進していく中で、利用者・家族が安心して在宅生活を送るために、必要なサービスを提供しています。

- ・公営企業として実施する必要性

山間地域の利用者が多く、移動距離も長くなることから、効率の良い訪問ができず、採算性から民間事業者では対応困難な利用者、また、民間事業者では対応困難な処遇困難事例など、公益性が高い案件について公営の事業所の責務として実施しています。

8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

年度ごとに進捗管理を行い、5年ごとに改定を行います。また、抜本的な改革について検討を行い、経営の健全化に引き続き取り組みます。

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,258	△ 1,425	△ 1,342	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
積 立 金 (K)								
前年度からの繰越金 (L)	4,025	2,767	1,342	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金 (M)								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,767	1,342	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)								
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,767	1,342	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)								
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	22,179	17,805	22,635	20,415	20,415	20,415	20,415	20,415
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)								

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分								
収 益 的 収 支 分	29,840	29,682	33,007	32,979	32,979	32,979	32,979	32,979
うち基準内繰入金								
うち基準外繰入金	29,840	29,682	33,007	32,979	32,979	32,979	32,979	32,979
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金								
うち基準外繰入金								
合 計	29,840	29,682	33,007	32,979	32,979	32,979	32,979	32,979